

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程 新旧対照表

改正後	現行												
<p>第1条 (略)</p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、<u>基本給</u>、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）、地方独立行政法人大阪府立病院機構非常勤職員給与規程又は地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当を支給しない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(基本給)</p> <p>第4条 常勤の役員の<u>基本給</u>の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基本給の額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">理事長</td> <td style="text-align: center;">1, 140, 000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副理事長</td> <td style="text-align: center;">930, 000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、基準日現在において受けるべき<u>基本給</u>の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第35条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(日割計算)</p> <p>第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から<u>基本給</u>を支給する。</p> <p>2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合に</p>	区分	基本給の額（月額）	理事長	1, 140, 000円	副理事長	930, 000円	<p>第1条 (略)</p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、<u>給料</u>、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）、地方独立行政法人大阪府立病院機構非常勤職員給与規程又は地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当を支給しない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(給料)</p> <p>第4条 常勤の役員の<u>給料</u>の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料の額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">理事長</td> <td style="text-align: center;">1, 140, 000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副理事長</td> <td style="text-align: center;">930, 000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、基準日現在において受けるべき<u>給料</u>の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第35条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(日割計算)</p> <p>第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から<u>給料</u>を支給する。</p> <p>2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合に</p>	区分	給料の額（月額）	理事長	1, 140, 000円	副理事長	930, 000円
区分	基本給の額（月額）												
理事長	1, 140, 000円												
副理事長	930, 000円												
区分	給料の額（月額）												
理事長	1, 140, 000円												
副理事長	930, 000円												

は、その日までの基本給を支給する。

- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により基本給を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(報酬の支払方法)

第9条 役員は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員は、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(賞与の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、平成 18 年 6 月 1 日から平成 22 年 12 月 1 日までの間における基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。）に係る理事長及び副理事長の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額から、理事長にあってはその 100 分の 15、副理事長にあってはその 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

は、その日までの給料を支給する。

- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(給与の支払方法)

第9条 役員は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員は、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(報酬の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。）に係る理事長及び副理事長の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額から、理事長にあってはその 100 分の 15、副理事長にあってはその 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。